

情報提供

那医発第 188 号
令和 6 年 7 月 22 日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利 博朗
副 会 長 玉井 修



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「医療施設等物価高騰対策支援事業の実施について（周知方依頼）」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

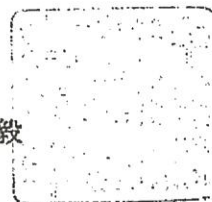
☆問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

.....記.....

沖医発第 530 号 F
令和 6 年 7 月 18 日

各地区医師会長 殿

沖縄県医師会
会長 田名 毅



医療施設等物価高騰対策支援事業の実施について（周知方依頼）

謹啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、沖縄県保健医療部長より、令和 6 年 7 月 17 日付、保医第 270 号にて、医療施設等物価高騰対策支援事業の実施に係る会員等への周知について協力依頼がございました。

沖縄県では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている病院、医科診療所等に対し、物価高騰の影響を価格転嫁できない医療施設等の事業継続を支援するために補助金を交付するとのことです。

つきましては、多くの医療施設等が補助金を受け取ることができるよう、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会管下医療機関への周知つき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

当件につきまして、ご不明な点等ございましたら下記までお問い合わせください。

謹白

別添資料

- 医療施設等物価高騰対策支援事業の実施に係る会員等への周知のお願いについて（協力依頼）（保医第 270 号 令和 6 年 7 月 17 日）

当事業に関するお問合せ先

- 沖縄県国民健康保険団体連合会 業務管理課 業務係
電話番号 098-863-2063（受付時間は平日 9:00～17:00）

沖縄県医師会（久場）
TEL : 098-888-0087
FAX : 098-888-0089
E-mail : kubashu@okinawa.med.or.jp

「医療施設等物価高騰対策支援事業(1～3月負担分)」のご案内

エネルギー価格等高騰の影響を受ける中、物価高騰の影響を価格転嫁できない保険診療等を行う医療施設等の事業継続を支援するため補助金を支給します。

補助対象施設及び基準額

1. 病院及び5床以上の病床を有する診療所

5～19床	38万4千円
20床～	病床数×2万4千円

2. 1以外の医療施設等

医科診療所（無床又は5床未満の病床を有する診療所）	26万4千円
歯科診療所	7万8千円
薬局	14万3千円
柔道整復師施術所	2万7千円
あんま、はり、きゅう施術所	8千円

※ 前回の補助金（令和5年4月～12月の負担増加額）を受けている場合、基準額から既に交付された額を差し引いた金額を今回の補助上限額とする。

※ 申請対象は令和5年3月以前に開設していて、申請日時点で事業を継続中の医療施設等に限る。

※ 医科・歯科は保険医療機関、薬局は保険薬局に限る。

補助対象経費

ガス代^{※1}、水道代、その他（ガソリン・重油など）、食材料費^{※2}

※上記のうちどの対象経費を計上するかは申請者の任意ですが、申請する対象経費は対象期間すべての月の実績を報告してください。

※1 燃料費に係るものに限る。治療に使用するガスは対象外。

※2 食材料費の補助対象は病院及び5床以上の病床を有する診療所に限る。

※2 給食を外部委託している場合、食材料費の高騰分のみが対象。

申請受付期間

令和6年8月15日（木）まで

※受付期間以降は申請を受理することができませんので、ご了承ください。

補助を受けるための流れ

① 申請様式を入手します

- 沖縄県医療政策課のホームページから申請様式（エクセルファイル）等入手。
沖縄県トップページ> 医療・健康> 医療> 医療に関する事業
 - 令和6年度医療施設等物価高騰対策支援事業
- 申請の前に、申請要領、FAQ等を確認のうえ申請してください。**

② 申請様式に記入 → 国保連へメールで提出

- 申請方法
 - ① 申請様式に必要事項を入力します。
 - ② 必要事項を入力した申請様式を下記のメールアドレスに送付お願いします。
※メールにて提出することができない場合は、下記「お問合せ先」へご連絡ください。

【宛先】 メールアドレス：bukka@okikoku.or.jp
件名：医療機関等番号_物価高騰対策_1～3月負担分

③ 申請内容を確認後、交付決定通知書が通知されます。

- 受理した申請内容を確認のうえ不備等が無ければ、「補助金交付決定通知書」「請求書」及び「債権者登録申請書」が送付されます。

④ 交付決定通知書を受領後、請求書及び債権者登録申請書を提出。

- 「補助金交付決定通知書」を受領したら、「請求書」及び「債権者登録申請書」を提出してください。記載内容を確認した後、沖縄県から補助金が振り込まれます。

⑤ その他

- 今後、令和6年4月～5月における物価の高騰に対する補助金を支給予定です。（令和6年8月申請受付開始予定）
- **申請要領等をご確認のうえ、申請をお願いします。**

【お問合せ先】 沖縄県国民健康保険団体連合会 業務管理課 業務係
電話番号 098-863-2063（受付時間は平日9:00～17:00）

令和6年度沖縄県医療施設等物価高騰対策補助金

令和6年1月～3月負担分

申請期限 令和6年8月15(木)

補助額【基準額－令和5年4月から12月負担分の交付額＝今回補助上限額】
上記の補助上限額と対象経費の負担増額のいずれか低い額が交付額となります。

(例)診療所(19床)で令和5年4月から12月分の補助を受けている場合
38万円4千円(補助基準額)－20万円(既交付額)＝18万4千円が今回補助の上限額

施設区分 A	補助対象経費	病床数区分・施設区分 B	基準額
病院又は5床以上の病床を有する診療所	食材料費 ガス・水道代 ガソリン・重油代 等 (ただし、消費税及び地方消費税額分を除く。)	5～19床	38万4千円
		20床～	病床数×2万4千円
その他施設	ガス・水道代 ガソリン・重油代 等 (ただし、消費税及び地方消費税額分を除く。)	医科診療所 ※無床又は5床未満の病床を有する診療所	26万4千円
		歯科診療所	7万8千円
		薬局	14万3千円
		柔道整復師施術所	2万7千円
		あんま・はり・きゅう施術所	8千円

令和6年4月～5月負担分

令和6年8月に申請受付予定

以下の基準額と対象経費の負担増額のいずれか低い額が交付額となります。

施設区分 A	補助対象経費	病床数区分・施設区分 B	基準額
病院又は5床以上の病床を有する診療所	食材料費 ガス・水道代 ガソリン・重油代 等 (ただし、消費税及び地方消費税額分を除く。)	5～19床	7万4千円
		20床～	病床数×6千円
その他施設	ガス・水道代 ガソリン・重油代 等 (ただし、消費税及び地方消費税額分を除く。)	医科診療所 ※無床又は5床未満の病床を有する診療所	4万4千円
		歯科診療所	1万3千円
		薬局	2万4千円
		柔道整復師施術所	4千円
		あんま・はり・きゅう施術所	1千円